

品川区災害医療コーディネーター設置要綱

平成25年12月1日 区長決定
平成25年12月要綱第163号
改正 平成27年 4月要綱第318号

(目的)

第1条 品川区内において大規模災害が発生した際、必要とされる医療が迅速かつ適切に提供されるよう、医療資源を把握し、医療救護活動を統括し、指揮するために必要な調整および助言を得るため、品川区災害医療コーディネーター(以下「区コーディネーター」という。)を設置する。

(職務)

第2条 区コーディネーターは、品川区内の災害医療に関する次の職務の集約、調整および医学的助言を行う。

- (1) 医療救護班の活動に関すること。
- (2) 医療情報の集約に関すること。
- (3) 収容先医療機関の確保に関すること。
- (4) 東京都災害医療コーディネーターおよび東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (5) 医薬品および医療資機材の確保に関すること。
- (6) 他県等の応援医療・救護班、DMAT・JMAT等の受入調整に関すること。
- (7) 医療ボランティアの受入調整に関すること。
- (8) その他医療救護に関すること。

(委嘱)

第3条 区長は、医師が所属する団体に対し、区コーディネーターの推薦を依頼する。

2 区コーディネーターは、災害医療と地域医療に精通し、区コーディネーターにふさわしい行動が可能な医師に対し、区長が委嘱する。

3 区長は、推薦を依頼した団体と、区コーディネーターに関する協定書を締結するものとする。

(定数)

第4条 区コーディネーターの定数は、3人とする。ただし、区長が特別に認めた場合は、この限りでない。

(任期)

第5条 区コーディネーターの任期は、選出した日から、選出した日の属する翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(身分および職務への専念)

第6条 第3条に基づき委嘱された区コーディネーターは、医師が所属する団体において定めた身分を、引き続き有するものとする。

2 区コーディネーターが、次条に基づき参集した場合は、品川区保健衛生部長（健康推進部長）の指示があるまで、区コーディネーターの職務に専念する。

(参集)

第7条 区コーディネーターは、大規模災害発生時に、区長の要請に基づき参集する。

2 区コーディネーターは、特別区のいずれかの地点で震度5強以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。

3 区コーディネーターは、品川区地域防災計画に基づき設置される品川区保健衛生部または区長が指定した場所に参集する。

(指揮命令、協力および連携)

第8条 区コーディネーターは、品川区医保健衛生部長の指揮および監督のもと、職務を遂行する。

2 区コーディネーターは、役割分担し、互いに協力しながら職務を遂行する。

3 区コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーターおよび東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、職務を遂行する。

(会議および訓練への参加)

第9条 区コーディネーターは、第2条に掲げる職務を遂行するため、会議および訓練に参加する。

2 区コーディネーターが参加すべき会議および訓練は、次のとおりとする。

(1)品川区災害医療連携会議

(2)前2号に掲げるもののほか、品川区保健衛生部長が指定した会議および訓練

(報償費)

第10条 区長は、区コーディネーターが第7条に基づき災害発生時に参集した場合、または前条に基づき訓練に参加した場合、区コーディネーターに対して報償費を支払う。ただし、他の参集者および訓練参加者と、著しく均等を欠く場合、区コーディネーター

に報償費を支払わないことができる。

(事故および損害の責任と負担)

第11条 区長は、区コーディネーターが協定書に基づき参集または訓練等に参加した場合、事故等により死亡、負傷、もしくは病気にかかった場合、または事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する条例（昭和52年3月30日条例第16号）および災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（昭和42年5月1日規則第16号）に基づき、区コーディネーターまたはその遺族に対し、損害補償を行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区コーディネーターの運用に必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。